

✉ 電子メールで提出できます！

「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」に係る標識設置報告書を来庁不要で提出できるようになりました。（※窓口での受付も可能です。）

電子メールで提出できるもの

- 標識設置報告書
※変更の報告も含む

注)左記以外の手続きは、
従来どおり来庁での提出をお願いします。

電子メール申請の流れ

※提出に関する注意事項を、裏面で必ず確認してください。

1. 各種様式をダウンロードし、必要事項を記載する。

【標識設置報告書】、【標識設置変更報告書】の様式は、
福岡市のホームページからダウンロードできます。

※【標識設置報告書】は、可能な限り「Excel ファイル」で送信してください。

◆福岡市ホームページよりキーワード検索

福岡市 建築紛争

検索

または QR コード



2. 提出に必要な添付書類を準備する。

添付書類（写真等）を準備し、可能な限り PDF にしてください。

3. 電子メール提出専用アドレスへ送付する。

kenchiku-chosei@city.fukuoka.lg.jp へ送付してください。

※記載漏れや添付書類に不足等がないか、確認してください。不備があれば、受付できません。

4. 受理メールを確認する。

標識設置報告書を受信後、建築調整課から受理メールを送りますので、
受付日や受付番号を確認してください。

☎ お問い合わせ

福岡市住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課

TEL:092-711-4777 FAX:092-733-5584

▲ 電子メール提出時の注意事項

<受付日について>

○メールを開庁日の9:00~17:00までに送付した場合、不備がなければ、報告(届出)日を受付日とします。上記以外の時間に送付する場合は、次の開庁日が受付日となります。

- 例) ① 4/12 (水) の10:00に送付 ⇒ 受付日は4/12 (水)
- ② 4/12 (水) の19:00に送付 ⇒ 受付日は4/13 (木)
- ③ 4/15 (土) の12:00に送付 ⇒ 受付日は4/17 (月)

標識設置報告書

◆ 標識設置の報告について

○標識設置の報告は、標識設置後、速やかに(設置日を含め5日以内)報告してください。

5日を超えて報告がなされた場合は、標識設置報告書の受付日(報告日)を設置日とみなし、確認申請までの期間の算定を行います。

★メール記載例

宛先: kenchiku-chosei@city.fukuoka.lg.jp

件名: 標識設置報告書(〇〇区)

建築調整課 宛

標識設置報告書(〇〇区)を提出します。

- ・物件名:〇〇〇マンション新築工事
- ・建築主(代理者):〇〇〇設計事務所
- ・連絡先:担当 〇〇 〇〇 000-000-0000

添付ファイル:

- 01 標識設置報告書.xlsx
- 02 付近見取り図.pdf
- 03 標識設置位置図.pdf
- 04 標識設置状況の写真(遠景及び近景).pdf

件名は、「標識設置報告書(〇〇区)」としてください。

連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。
(不備があった場合、連絡をすることがあります。)

記載漏れや、写真などが不鮮明なものがあつた場合、受付できません。送付する前に確認をしてください。